

該当箇所		質問	回答
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（1）について	県内事業者向けセミナーの企画提案・実施において、開催場所は県有施設を借用することは可能でしょうか。また県有施設でない民間施設で開催する場合は、会場の確保や当日の会場設営、必要備品等の準備は受託者が行う（費用負担含む）と認識してよいでしょうか。	県有施設の借用はできません。 民間施設で開催する場合は、ご認識のとおり、会場の確保、当日の会場設営及び必要備品等の準備（費用負担を含む）は受託者にて行っていただきます。
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（3）について	GHG排出量の可視化及び削減対策の提案において、利用事業者数が大幅に下回った場合、双方協議の上委託金額の減額変更を行うものと書かれていますが、何件位下回った場合を想定されているのでしょうか。 逆に30件を大きく上回った場合の対処方法をご教示願います。	大幅に下回った場合の対応については、本業務の契約締結時に双方協議の上、決定する予定です。 なお、募集は30件を上回った時点で打ち切る予定であるため、大きく上回ることは想定していません。
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（5）について	成果報告会への企画提案・実施において、開催場所は県有施設を借用することは可能でしょうか。また県有施設でない民間施設で開催する場合は、会場の確保や当日の会場設営、必要備品等の準備は受託者が行う（費用負担含む）と認識してよいでしょうか。その場合、事務局と受託業者の参加人数分（10人弱程度）を手配する認識でよろしいでしょうか。	成果報告会については、オンライン開催を想定しています（業務委託仕様書参照）。開催に必要な物品等については、受託者で準備いただくことになります。
公募型プロポーザル実施説明書	第7 委託事業者の選定	プロポーザル選定評価委員会の開催方法はオンライン形式で実施すると書かれていますが、弊社から2～3名対面形式で参加することは可能でしょうか。ご無理申し上げますが、ご検討の程よろしく申し上げます。	プロポーザル選定評価委員会はオンライン形式で実施するため、対面での参加はできません。なお、説明にあたって、複数名でご対応いただくことは可能です。
様式3（業務実績について）		業務実績の条件である「温室効果ガス排出量算定支援業務」には、地方公共団体から受注した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定プロセスや省エネ法に係る定期報告書作成支援において、温室効果ガス排出量の推計・算定を行った実績も含まれると解釈して相違ないでしょうか。	本業務は、県内事業者に対する、温室効果ガス排出量の算定支援及び削減提案を主とするものであるため、ご質問に挙げられている業務については、実績として認められません。
様式3（業務実績について）		本事業は、県内事業所の脱炭素経営に向けた取組促進の一環ですが、温室効果ガス排出量算定支援業務以外に地方公共団体から受託した「脱炭素経営」に係る業務も追記してもよろしいでしょうか？	実績に係る要件は前述のとおりであるため、ご質問に挙げられている業務については、実績として認められません。
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（1）について	システム提供前に実施する「県内事業者向けセミナー」への参加の有無が、その後の「伴走支援（個別支援）」の対象事業者選定において、必須条件や優先条件となりますでしょうか。セミナー不参加の事業者であっても、県内事業者であれば個別支援の対象として選定・提案することは可能かご教示ください。	セミナーに参加していない事業者であっても、本事業への参加は可能です。

該当箇所		質問	回答
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（2）および（3）について	<p>本業務における「関係機関・団体に対するヒアリング」について、どのようなヒアリング内容をイメージされておりますでしょうか（事業周知に係る県内事業者の脱炭素に係る課題感等をヒアリングするイメージでしょうか）。</p> <p>その際、具体的なヒアリング項目（設問内容）については、受託者が案を作成し、県との協議を経て決定する認識で相違ないかご確認をお願いします。</p> <p>また、ヒアリング先となる団体自身も、提供される可視化システムを利用するユーザーとして想定されているかご教示ください。</p>	<p>「関係機関・団体に対するヒアリング」について、例えば金融機関および企業団体に対して、それらの関係機関へ周知協力していただくためのヒアリングを想定しています。</p> <p>具体的なヒアリング項目については、県と協議の上、決定します。</p> <p>なお、ヒアリング先となる団体についても、本事業の参加対象として想定しています。</p>
公募型プロポーザル実施説明書	第3 業務の内容（3）について	<p>「利用事業者数：30件程度」について、この30件全件に対して「GHG排出状況の傾向分析」「課題抽出」および「削減に向けた伴走支援（個別支援）」を一気通貫で実施することが本業務の基本要件であるとの理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
仕様書	3 業務内容（3）②について	<p>仕様書(3)②に記載の「合同セミナー」および「個別ヒアリング」の実施形式について、例えば、全支援対象事業者（30件程度）の削減計画策定が完了した段階で、知見共有やディスカッションを目的とした合同セミナーを最後に開催する構成は可能でしょうか。</p> <p>また、「個別ヒアリング」を伴走支援（個別支援）のプロセス内に組み込んで実施する手法についても、提案に含めて問題ないかご教示ください。</p>	<p>「合同セミナー」及び「個別ヒアリング」の方式・構成については特に指定はありません。</p> <p>また、個別ヒアリングを伴走支援のプロセス内に組み込むことについても差し支えありません。</p>
公募型プロポーザル実施説明書 仕様書	第3 業務の内容（5）について 3 業務内容（5）について	<p>成果報告会の開催日程や方法に関し、「実施説明書」と「仕様書」で記載内容が異なる箇所が見受けられますが、基本的には「仕様書」に記載のある「令和9年2月頃」「オンライン開催想定」を前提として企画提案を構成すべきでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
仕様書	3 業務内容（3）②について	<p>仕様書には「事業者が自らサービスを継続利用しようとする場合はデータを引き継ぐこと」とありますが、委託期間終了後（令和9年4月以降）に事業者が利用を継続する場合、システム利用料等の費用が発生することは許容されますか。あるいは、一定期間は無償で提供し続けるなどの条件はありますか。</p>	<p>委託期間終了後にシステムの継続利用を希望する事業者がいる場合は、当該事業者と受注者との間で改めて契約を締結の上、利用いただくことを想定しています。</p>
仕様書	3 業務内容（3）①、②について	<p>30件程度の事業者に対する「伴走支援（個別支援）」や「ヒアリング」において、オンラインではなく「対面（現地訪問）」での実施を県としてどの程度重視されていますか。</p>	<p>本業務の目的である「県内事業者自らによるGHG排出量削減行動の促進」を十分に満たすものであれば、実施方法（対面・オンライン）は問いません。</p>
仕様書	3 業務内容（3）①について	<p>可視化システムへのデータ入力（請求書の数値入力など）について、事業者が自ら行うことが困難な場合、受託者が入力を代行、あるいは詳細な操作サポートを行うことを業務範囲に含めても問題ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、データ入力の補助等についても支援の範囲に含まれます。</p>